

府中市公告

地域農業経営基盤強化促進計画の案を作成したので、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第7項の規定により公告し、次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、利害関係人は、当該地域農業経営基盤強化促進計画の案について、意見書を提出することができる。

令和8年1月15日

府中市長 小 野 申 人



- 1 地域農業経営基盤強化促進計画の案を作成した地区
 - ・ 上下地区
 - ・ 府中地区
- 2 縦覧期間
 - 自 令和8年1月16日
 - 至 令和8年1月29日
- 3 縦覧場所
 - (1) 府中市役所経済観光部農林課 若しくは 府中市役所市民生活部上下支所
 - ※土曜日、日曜日、祝日を除く、開庁時間に限る。
 - ただし、開庁時間の正午から13時は除く。
 - (2) 府中市ホームページ
- 4 意見書の提出について
 - (1) 提出先
 - 府中市役所経済観光部農林課
 - (2) 提出方法
 - 持参、郵送、FAX 又は電子メールによることとし、電話での意見は受

け付けられない。

(3) 提出期限

縦覧期間満了の日までとする。

ただし、郵送の場合は当日必着のものとする。

(4) 提出に当たっての注意事項

地域農業経営基盤強化促進計画の案に対する意見以外は提出できない。

(5) 意見書の処理

意見書に対する個別の回答は行わず、地域農業経営基盤強化促進計画を公告する際に、意見の趣旨及びその処理結果を併せて公告する。